

被扶養者認定提出書類一覧表

※添付書類はスキャンした画像ファイル(JPEGまたはPDF形式)で提出してください。

2024.4.1改定

◎印：必ず提出 ○印：該当する場合のみ提出 △印：あれば提出

\* 公的書類入手の際は「マイナンバー(個人番号)記載なし」を指定して交付してもらってください

	提出書類	認定対象者										書類の入手先	備考		
		同居でなくてもよい人					同居が条件の人								
		配偶者	子		父母 祖父母	孫・兄弟姉妹		養父 養母	その他						
16歳以上	16歳未満		出生	16歳以上		16歳未満	16歳以上		16歳未満						
必ず提出	被扶養者現況届	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	健保ホームページ	"出生"が事由の場合は不要
	住民票(世帯全員分)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	市区町村	発行から3か月以内で続柄が記載されていること 内縁関係の場合は、続柄「同居人」は認定不可
	戸籍謄(抄)本				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	市区町村	

①申請理由に対する確認書類(あてはまるものをすべて添付してください)

申請理由	被保険者の入社												前加入健保or 前勤務先	※あれば提出してください。 認定対象者の資格喪失日がわかるもの			
	退職・任意継続終了・離婚など	健康保険資格喪失証明書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△					
申請理由	退職し、失業給付受給予定	雇用保険受給資格者証の両面 or 雇用保険受給資格通知 or 離職票2	○	○				○	○				○	○	ハローワーク、 前勤務先	※退職後、失業給付を受給しない場合は不要	
	失業給付受給終了	雇用保険受給資格者証の両面 or 雇用保険受給資格通知	○	○				○	○				○	○	ハローワーク		
	収入減	直近3か月間の給与明細書	○	○				○	○				○	○	勤務先	給与明細書がない場合は、雇用契約書	
	自営業をやめた	廃業届出書	○	○				○	○				○	○	税務署		
	婚姻	戸籍謄本 or 婚姻届受理証明書	○												市区町村		

②対象者の収入を確認するための書類(あてはまるものをすべて添付してください)

収入を確認するためのもの	配偶者が被扶養者でない場合の子の申出の場合												配偶者の勤務先 他	・入社時に被扶養者がいる場合 ・出生児を被扶養者とする場合 ◆夫婦共同扶養における年間収入見込額を確認します◆	
	配偶者の直近3か月分の給与明細書 配偶者が産前産後休業中の場合は 休業直前3か月分の給与明細書 配偶者が育児休業中の場合は 直近の育児休業給付金支給決定通知書 配偶者が自営業の場合は 直近の確定申告書と収支内訳書	○	○	○											
無職	直近の課税証明書 or 非課税証明書	○	○				○	○				○	○	市区町村	失業給付受給終了による申出の場合は不要 退職直後の場合は退職時源泉徴収票でも可
パート・アルバイト などをしている	直近3か月分の給与明細書	○	○				○	○				○	○	就業先	給与明細書がない場合は、雇用契約書
高校生以上の学生	学生証 or 在籍証明書	○	○	○				○					○	就学先	
年金受給者	年金裁定(改定・振込)通知書	○	○				○	○				○	○	年金事務所	最新年度のもの ※これから受給をする方は年金見込額照会回答票
自営業者	直近の確定申告書と収支内訳書	○	○				○	○				○	○	税務署	事業開始年度は開業届
別居家族	直近3か月分の送金証明書		○				○	○	○					金融機関	送金証明書：銀行振込票、通帳等確認できるもの (手渡しによる送金は認定不可)
	仕送額申出書		○				○	○	○					健保ホームページ	※会社指示の単身赴任・一時的な別居の場合は不要

◆原則として次のような場合は被扶養者に認定できません。

- ※年間収入が130万円以上ある方(60歳以上または障害者は180万円以上)
- ※日額3,612円以上の失業給付金・傷病手当金・労災給付金等を受給している期間
- ※被保険者の年間収入の1/2以上の収入がある方(収入には年金(老齢・障害・遺族等)や通勤手当等の非課税収入も含まれます)
- ※75歳以上のご家族(「後期高齢者医療制度対象者」のため)

◆提出書類だけでは認定できない場合には、別途追加書類の提出を求めることがあります。

◆関係書類を提出すれば無条件に被扶養者として認定されるものではありません。

パーソルキャリア健康保険組合公式ホームページ  
各種手続き「家族の加入について」の「よくある質問」も  
あわせてご覧ください。